

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成 20 年 1 月 15 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社トキワ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 カルチャーパークあてるい・A 奥州市水沢区佐倉河字東沖ノ目 108 番地 1 ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成 19 年 12 月 27 日
- (5) 変更の理由 組合員の購買ニーズに応え、利便を図るため

2 届出年月日 平成 19 年 12 月 26 日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所